



報道関係者 各位

令和元年 5 月 31 日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部健康安全課

課 長 井口 恵貴

安全専門官 山田 和昭

電話 028-634-9117

「全国安全週間」(7月1日～7日)を実施！

～新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場～

栃木県内の平成 30 年の死傷者数が 1,930 人と前年度比 4.6%増加し、過去 10 年間で最多を記録した中、全国安全週間(7月1日～7月7日)を迎えます。

栃木労働局(局長 浅野浩美)では、平成 30 年の労働災害発生状況の分析結果をもとに、事故の型、業種、性別、年齢など具体的に注意すべきポイントを示しつつ、全国安全週間(7月1日～7日)とその準備期間(6月1日～30日)を中心に、事業場、関係団体等に、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけます。

① 安全週間準備説明会

県内7労働基準監督署において、下表のとおり、安全週間準備説明会(安全研修・安全大会を含む。)を開催し、各事業場を指導します。

宇都宮労働基準監督署	6月13日	コンセーレ
足利労働基準監督署	6月17日	足利市民プラザ
栃木労働基準監督署	6月 7日	栃木市文化会館
	6月13日	佐野市勤労者会館
鹿沼労働基準監督署	6月13日	鹿沼市職業訓練センター
大田原労働基準監督署	6月 6日	那須野が原ハーモニーホール
日光労働基準監督署	6月 5日	日光市大沢公民館
真岡労働基準監督署	6月11日	真岡市青年女性会館

② 建設工事関係者連絡会議(詳細は別途お知らせします。)

6月24日(月)13時30分から、公共機関が発注する建設工事における労働災害防止活動の促進を図るために開催します(会場:栃木労働局会議室)。

③ 栃木労働局長による「建設工事現場パトロール」(詳細は別途お知らせします。)

7月1日(月)13時45分から、総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業(宇都宮市今宮)において、実施します。

④ 交通労働災害防止関係機関連絡協議会(詳細は別途お知らせします。)

7月10日(水)14時から、交通労働災害防止対策を推進するために開催します(会場:栃木労働局会議室)。

⑤ 熱中症予防対策の徹底

7月は、政府全体の取組である熱中症予防重点取組期間です。熱中症による死亡災害ゼロを目指す「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)を強力に推進します。

1 平成31年度「全国安全週間」

産業界における自主的な労働災害防止活動の推進、安全意識の高揚と安全活動の定着を目的に、7月1日から7日まで全国一斉に展開します(本年度92回目)。

平成31年度の安全週間は、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」をスローガンとして実施されます。

* 準備期間:6月1日～30日、本週間:7月1日～7日

* 全国安全週間実施要綱(資料1参照)

2 死亡災害の撲滅、労働災害の防止のための具体的なポイント

栃木県における平成30年の労働災害発生状況(参考参照)の分析結果を踏まえ、以下のことに重点を置いた対策を講じるよう呼びかけます。

(1) 死亡災害の撲滅のために……………(資料2・3参照)

死亡災害 14 件の内訳をみると、「交通事故」(8 件)のほか、「墜落・転落」(3 件)、「はさまれ・巻き込まれ」(2 件)が多くなっています。

⇒重篤な災害となる可能性のある、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者について、特に注意が必要な業種、性別を示し、具体的に注意を呼びかけます。

* 主な重点対策:

①建設業、運輸交通業(トラックなどの荷台からの転落)、製造業、清掃業における「墜落・転落」災害の防止

②製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止

(2) 労働災害の防止のために……………(資料2・3・4・5参照)

死傷災害 1,930 件の内訳をみると、「転倒」(24.7%)、「墜落・転落」(14.1%)、「動作の反動、無理な動作」(12.6%)、「はさまれ・巻き込まれ」(12.4%)の順となっています。

⇒(1)でみた「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」のほか、「転倒」、「動作の反動、無理な動作」の死傷者について、特に注意が必要な業種、性別、年齢を示し、具体的に注意を呼びかけます。

・「転倒」は、業種を問わず発生しているが、特に、小売業(女性)、道路貨物運送(男性)、飲食店、旅館業、社会福祉施設、医療保健業において、多く発生。

・「動作の反動、無理な動作」は、社会福祉施設(女性)、道路貨物運送(男性)が多い。

・高齢者の占める割合が高い。また、年齢とともに女性の死傷者数が増えている。

* 主な重点対策:

①「STOP! 転倒災害プロジェクト」を進めるほか、小売業・社会福祉施設・飲食店における「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を進める。

②「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」の普及を図る。

③「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、腰痛予防に係る安全衛生教育を実施する。

④ 高齢者向け「エイジアクション100」の周知啓発を行う。

⑤ また、秋に、転倒災害防止を目的とした講演等の実施を予定しています。

3 添付資料

- | | |
|--|-----|
| (1) 全国安全週間実施要綱 …………… | 資料1 |
| (2) 事故の型別・主な業種別・性別災害発生状況…………… | 資料2 |
| (3) 性別・年齢別死傷者数、性別・年齢別経験3年未満の死傷者の割合…………… | 資料3 |
| (4) 事故の型別・年齢層別の比較(H21・H30)…………… | 資料4 |
| (5) 平成31年4月24日栃木労働局発表資料「平成30年の死傷者数が過去10年間で最多！」労働災害発生状況(平成30年確定グラフ…………… | 参考 |

第92回

全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

実施者の実施事項

① 安全衛生活動の推進

- ア. 安全衛生管理体制の確立**
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ. 自主的な安全衛生活動の促進**
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ. リスクアセスメントの実施**
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ. その他の取組**
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア. 建設業における労働災害防止対策**
 - (ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ. 製造業における労働災害防止対策**
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ウ. 林業の労働災害防止対策**
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

- ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)**
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ. 交通労働災害防止対策**
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
 - (ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休息時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

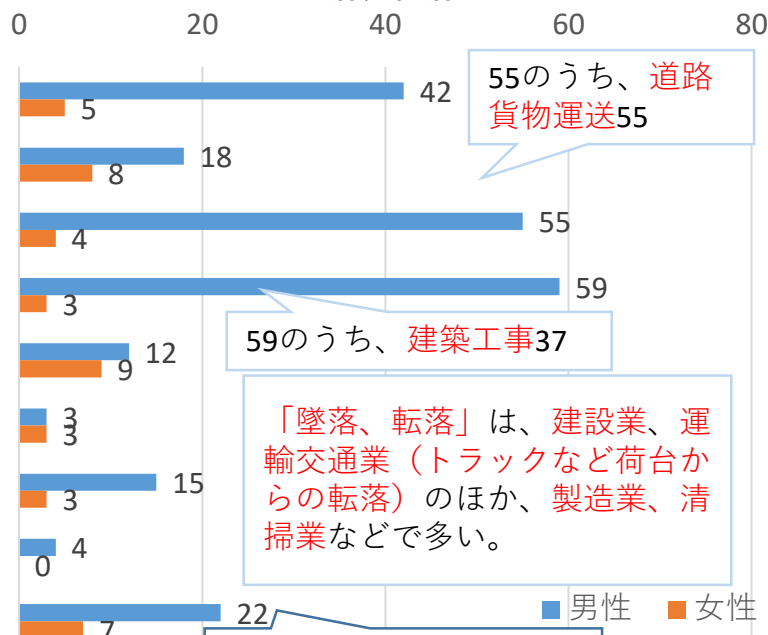
厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/index.html	厚生労働省 安全衛生
中央労働災害防止協会	https://www.jisha.or.jp/	中央労働災害防止協会 安全週間
あんぜんプロジェクト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html	あんぜんプロジェクト
職場のあんぜんサイト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html	職場のあんぜんサイト

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

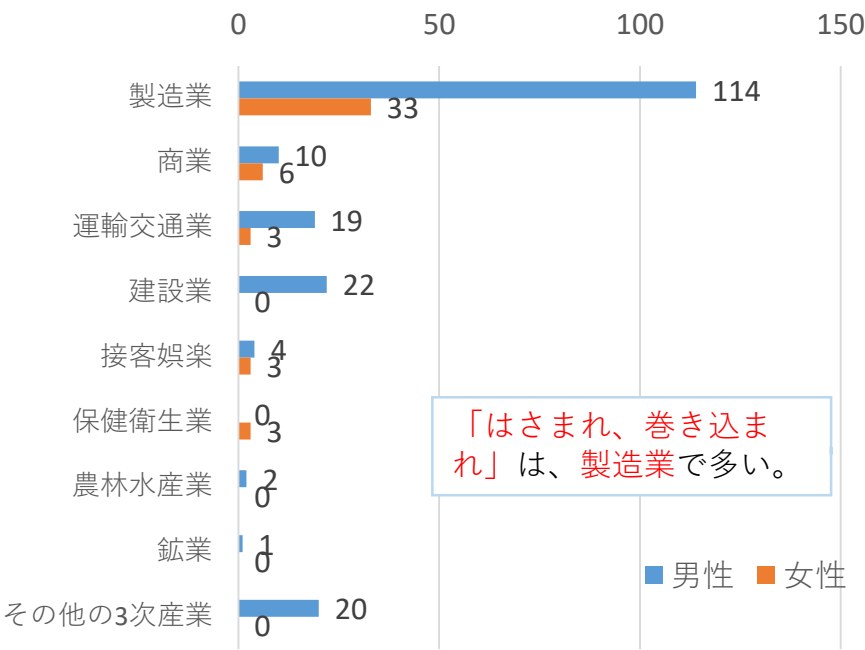
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事故の型別・主な業種別・性別災害発生状況 (栃木県・平成30年)

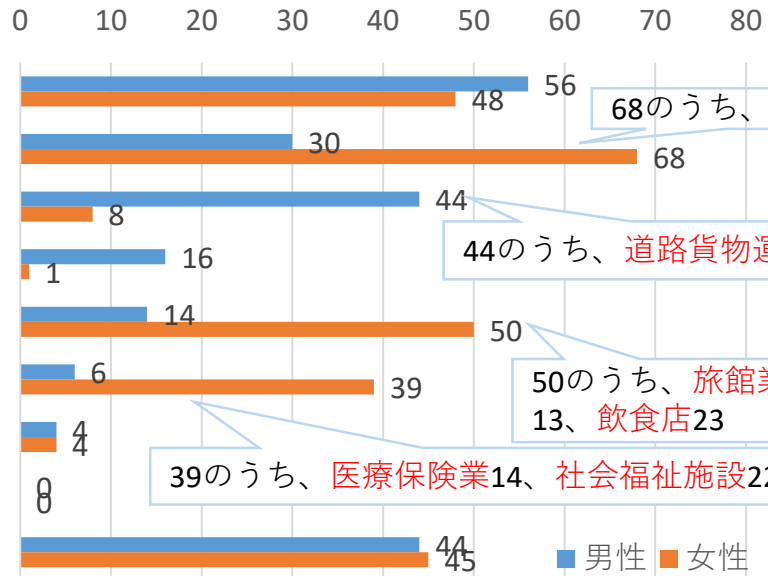
墜落、転落



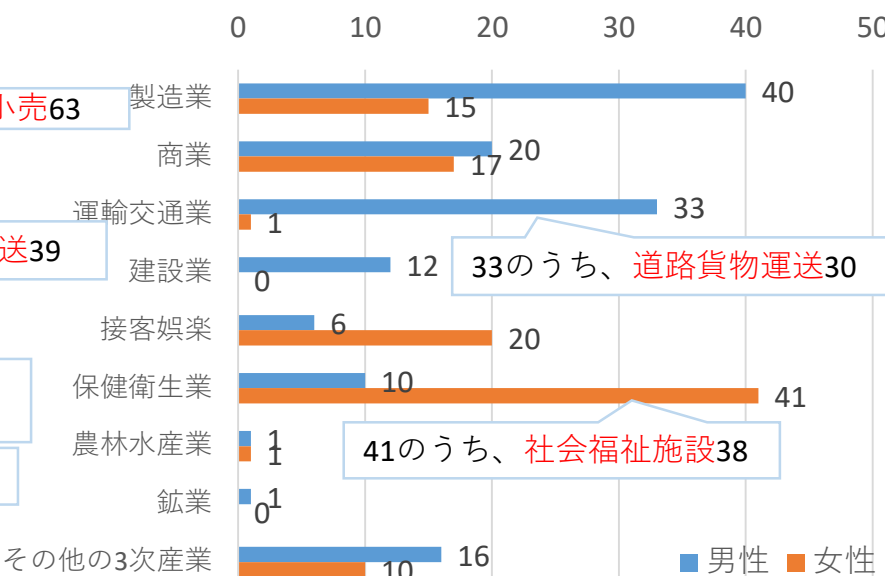
はさまれ、巻き込まれ



転倒

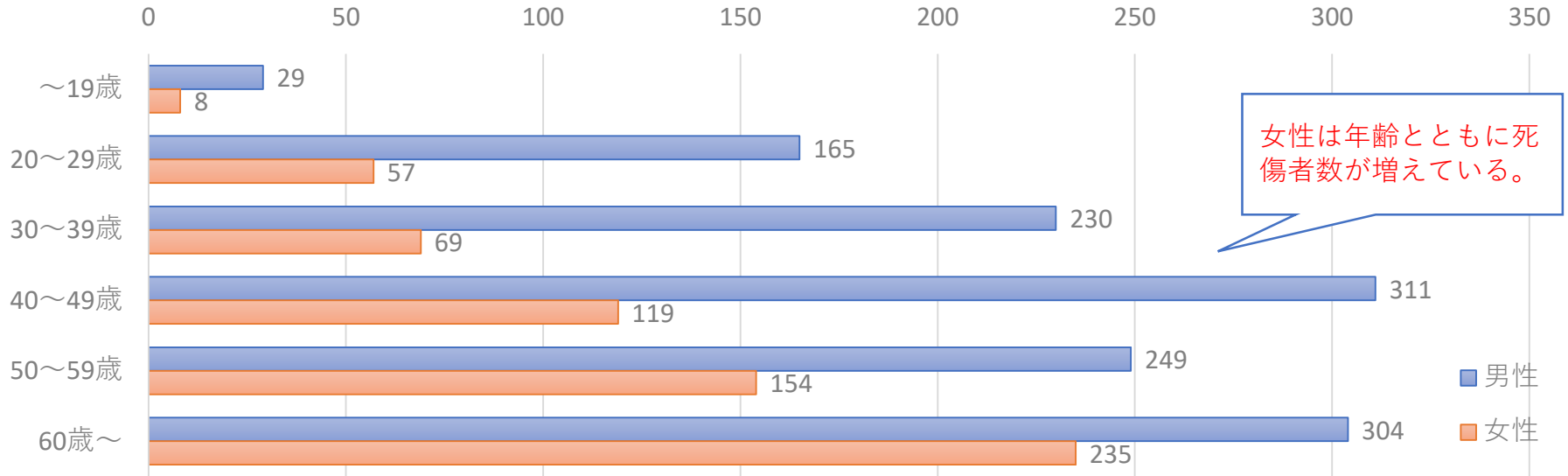


動作の反動、無理な動作



性別・年齢別死傷者数 (栃木県・平成30年)

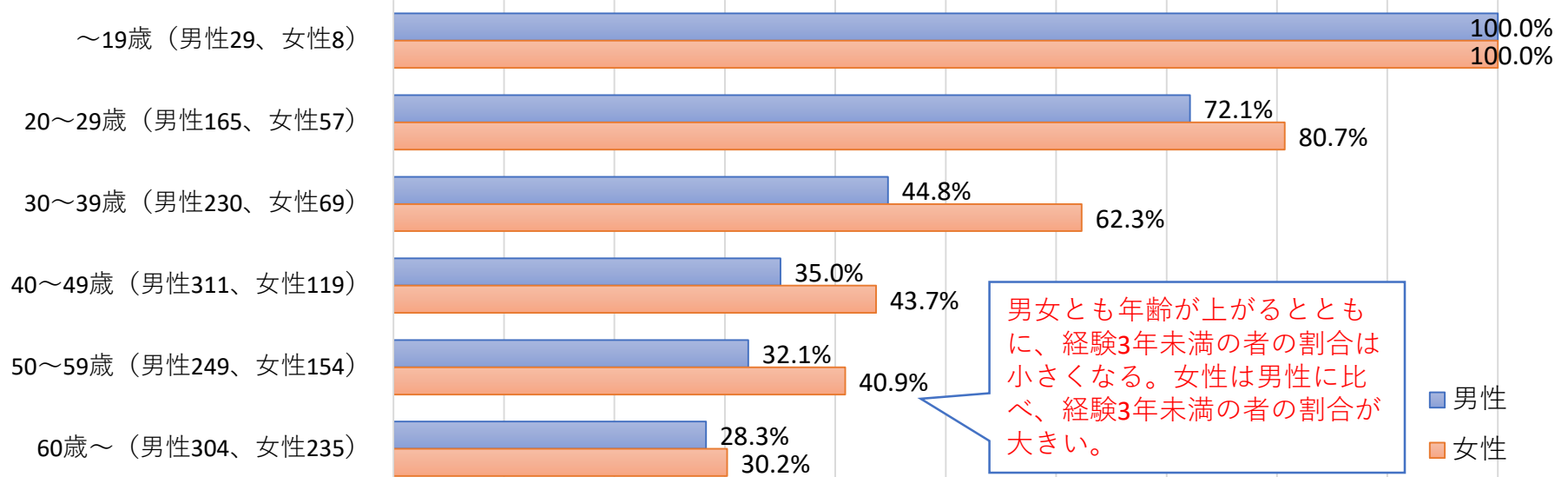
(人)



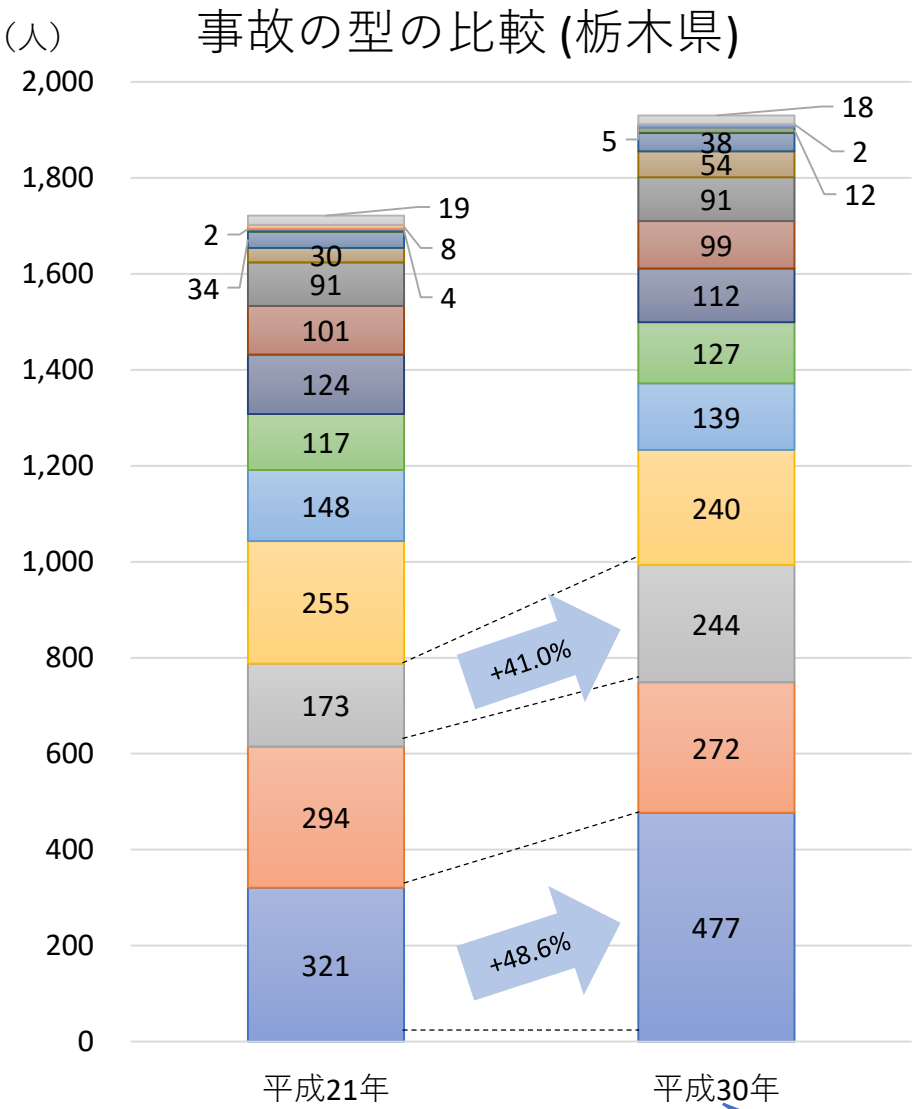
女性は年齢とともに死傷者数が増えている。

死傷者に占める経験3年未満の者の割合 (栃木県・平成30年)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

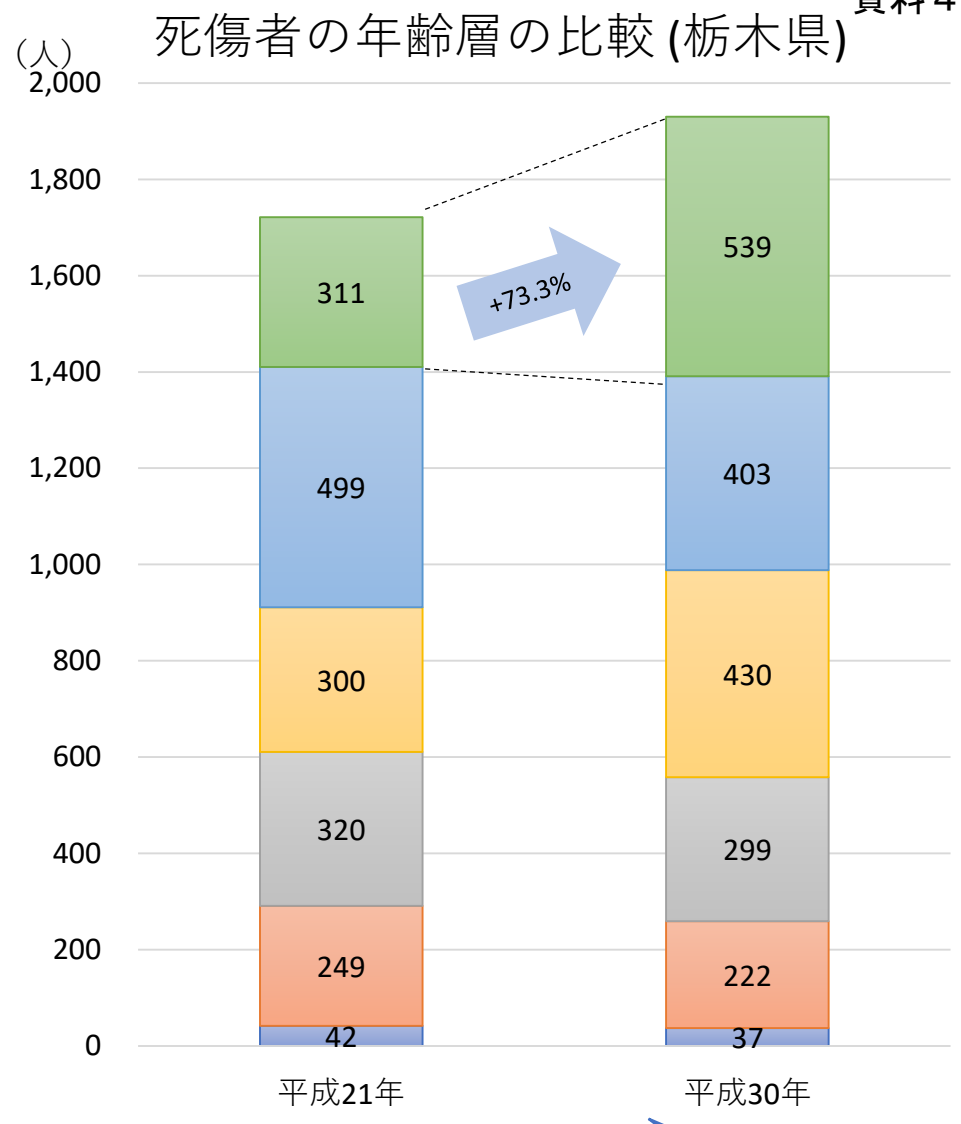


男女とも年齢が上がるともに、経験3年未満の者の割合は小さくなる。女性は男性に比べ、経験3年未満の者の割合が大きい。



- 転倒
- 動作の反動、無理な動作
- 交通事故 (道路)
- 切れ、こすれ
- 激突
- 激突され
- 崩壊、倒壊
- 踏み抜き
- その他・分類不能
- 墜落、転落
- はさまれ、巻き込まれ
- 飛来、落下
- 高温・低温の物との接触
- 有害物等との接触・感電
- 爆発・破裂・火災

「転倒」と「動作の反動、無理な動作」が大きく増えている



- 15～19歳
- 20～29歳
- 30～39歳
- 40～49歳
- 50～59歳
- 60歳以上

「60歳以上」が大きく増えている



報道関係者 各位

平成31年4月26日

【照会先】 栃木労働局 労働基準部 健康安全課

課長 井口 恵貴

安全専門官 山田 和昭

電話 028-634-9117

平成30年の死傷者数が過去10年間で最多！

－ 栃木県内の休業4日以上労働災害発生状況（確定値） －

1 栃木県内の平成30年の労働災害発生状況（別添1参照）

休業4以上の死傷者数は1,930人、そのうち14人の方が亡くなっています。

労働災害の概要

- ・ 死傷者数はH29年の1,846人と比較して84人の増加 増加率は4.6%（過去10年間で最多）
- ・ 死亡者数はH29年の16人から2人減少
（過去10年間で最少 最多のH22年に比較して12人減少）
- ・ 業種別の最多は第三次産業の861人（全体の44.6%）、続いて製造業551人 建設業193人
- ・ 事故の型別の最多は「転倒災害」477人（全体の24.7%）、続いて「墜落・転落」272人（全体の14.1%）、「動作の反動・無理な動作」244人（全体の12.6%）
- ・ 被災者の年齢別では50歳以上が942人と全体の49%を占めている。

2 今後の対策のポイント（別添2参照）

H30年の労働災害の発生状況を踏まえ、次の取組を重点的に推進する。

- ・ 転倒災害の減少を図るために「STOP！転倒災害プロジェクト」（別添2）の取組を安全週間説明会などのあらゆる機会を捉え業種横断的に促進する
- ・ 高年齢労働者（50歳以上）の労働災害を防止するために「エイジアクション100」（高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト）の取組による職場の課題の洗い出しと改善に向けた取組を促進する。

なお、6月の全国安全週間準備期間、7/1～7/7の全国安全週間に向け、労働災害の動向についてさらに分析を進め、効果的な再発防止策を実施することとしています。

3 添付資料

別添1 労働災害発生状況（平成30年確定値）

別添2 「STOP！転倒災害プロジェクト」（添付省略）

労働災害発生状況（平成30年確定値）

別添1

栃木労働局 健康安全課

区分	平成29年		平成30年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,846	16	1,930	14	+ 84	+ 4.6
製造業	524	3	551	2	+ 27	+ 5.2
建設業	211	3	193	1	- 18	- 8.5
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	207	5	240	3	+ 33	+ 15.9
林業	13		20		+ 7	+ 53.8
第三次産業	816	4	861	7	+ 45	+ 5.5

